

処分規程

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフ水泳協会（以下「本協会」という。）が担う水泳競技の普及と競技力の向上という重要な役割に鑑み、本協会の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び水泳競技における暴力行為等の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程の適用範囲は本協会「コンプライアンス規程」第2条に規定された役員、名誉会長等、各委員会委員（以下「役職員等」という。）並びにその他の本協会関係者（以下「登録者等」という。）とする。

（違反行為）

第3条 違反行為とは、前条に規定された者の行うつぎの各号のいずれかに該当する行為をいう。

- （1） 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき
- （2） 本協会及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- （3） 暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び差別などをはじめとする不法行為を行ったとき
- （4） その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- （5） 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき
- （6） 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき
- （7） 関係法令又は本連盟の定める諸規程に違反したとき

2 ドーピング違反行為に関しては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程による。

3 登録者等の内、競技者に関する違反行為に関しては、本協会「競技者資格規則」による。

（違反行為に対する処分の種類）

第4条 本協会は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

（1）役員、名誉会長等及び委員会委員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める
- ② けん責 文書による注意を行い戒める
- ③ 降格 下位の役職に移行させる
- ④ 懲戒免職 役員については定款第26条、評議員については定款第11条に基づき解任する

(2) 登録者等に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める
- ② けん責 文書による注意を行い戒める
- ③ 登録期間の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する
有期の登録資格停止 1 か月以上 5 年以下
無期の登録資格停止
- ④ 登録資格の剥奪 永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する

2 本協会は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課することができる。

(無期の登録資格停止の解除)

第 5 条 登録資格停止処分を受けた登録者等は、当該資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2 を経過した後（無期の登録資格停止処分については、4 年を経過した後）に、以下の手続きにより、当該資格停止処分の解除申請を行うことができる。

- (1) 当該登録者は、本協会事務局（以下「事務局」という。）に処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する
- (2) 事務局は、本協会コンプライアンス委員会
- (3) （以下「コンプライアンス委員会」という。）に前号の書類一式を回付する
- (4) コンプライアンス委員会は、当該登録者等を聴聞の上、解除妥当と判断したときは、その旨を理事会に答申する
- (5) 前号の答申を受けた理事会において、解除について審議・決定する
2 理事会において解除が認められた登録者等は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(処分の原則)

第 6 条 本協会は、全ての規程適用者に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(処分審査)

第 7 条 処分の審査については、コンプライアンス委員会が中立、かつ公平に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための措置)

第 8 条 コンプライアンス委員会は、理事会に処分に関する答申を行う前に、処分対象者に対し、弁明の機会として聴聞を行わなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、聴聞を行おうとするときは、処分対象者に対し、あらかじめ相当の期間を置いて、次に掲げる事項を記載した書面で通知しなければならない。

(1) 処分対象となる違反行為の事実

(2) 聴聞の期日及び場所

3 処分対象者は、聴聞の期日に出席し、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

4 コンプライアンス委員会は、聴聞の期日に処分対象者が正当な理由なく出席しないときは、当該対象者から意見を聴取することなく、答申を行うことができる。

(処分の決定)

第9条 理事会は、コンプライアンス委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、コンプライアンス委員会及び前条第2項の調査委員会答申を尊重するものとする。

2 前項の理事会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

(1) 審査対象者

(2) 処分の内容(処分を不当とする場合はその旨)

(3) 処分対象となる違反行為にかかる事実

(4) 処分の手続きの経過

(5) 処分の理由及び証拠の標目

(6) 処分の年月日

(7) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力を生じる。

(不服申立て)

第10条 前条第2項の通知の後、2週間以内に審査対象者本人より処分に対する不服申立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。

2 前項の不服審査会の構成は、つぎのとおりとする。

(1) コンプライアンス委員長

(2) 外部有識者を含め、委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、審査対象者本人、親権者及び審査対象者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会開催を要しない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申立て)

第11条 前条に係わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立て

は、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

(刑事裁判等との関係)

第12条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けた時又は受けようとするときであっても、本連盟は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することができる。本規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、平成29年1月20日から実施施行する。
 - 2 本規程は、令和3年3月14日より、一部改訂施行する。
 - 3 本規程は、令和4年4月10日より、一部改訂施行する。
 - 4 本規程は、令和7年12月21日より、一部改訂施行する。